

平成28年度 第1回 吹田市入札等監視委員会 会議録 (概要)

1 開催日時 平成28年6月14日 (火) 午後1時15分から3時30分

2 場 所 吹田市役所 低層棟3階 入札室

3 出席委員 三浦 潤 委員長、 高橋 明男 委員、 梶 哲教 委員

4 会議概要 平成27年10月1日から平成28年3月31日までに締結した入札・契約方式別の発注案件の状況及び指名停止の措置の状況の報告を行った。  
また、平成27年10月1日から平成28年3月31日までに行った指名停止の措置について審議を行うとともに、同期間に契約締結した予定価格が250万円以上の入札・契約案件450件から以下の案件を各委員が抽出し、案件ごとに所管室課の担当者同席のうえ、審議を行った。

(抽出案件一覧)

| 案件番号 | 入札・契約方式        | 案件名   | 契約金額 (円)   |
|------|----------------|---|--|
| 1    | 一般競争 (工事)      | 岸辺駅北公共通路等整備工事                                   | 1,014,746,400  |
| 2    | 一般競争 (工事)      | 都市計画道路岸部中千里丘線街路築造工事及び都市計画道路岸部中千里丘線街路築造工事に伴う附帯工事 | 902,880,000  |
| 3    | 一般競争 (賃貸借)     | 吹田市各拠点間通信等サービス提供業務                              | 123,531,426円<br>(回線提供)、<br>129,988,800円<br>(システム賃貸借) |
| 4    | 一般競争 (コンサル)    | 配水支管設計業務(その4)                                   | 5,724,000  |
| 5    | 随意契約 (業務委託)    | 吹田市年金生活者等支援臨時福祉給付金給付業務                          | 33,102,000   |
| 6    | 随意契約 (業務委託)    | 吹田市情報発信プラザ運営事業                                  | 2,889,306  |
| 7    | 指名競争 (物品)      | マッピングシステム用機器の購入                                 | 12,909,067   |
| 8    | 随意契約 (物品)      | 山田第一小学校他3校フードスライサー購入業務                          | 3,672,000  |
| 9    | 一般競争 (業務委託)    | 資源循環エネルギーセンター 維持管理業務                            | 1,161,864,000  |
| 10   | 一般競争 (修繕)      | 資源循環エネルギーセンター 平成27年度電気設備整備                      | 13,338,000   |
| 11   | 随意契約 (修繕)      | 資源循環エネルギーセンター 純水装置及び排水処理設備整備                    | 5,400,000  |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター 2号灰溶融炉整備                          | 50,652,000   |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター ボイラー共通系機器整備                       | 11,772,000   |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター 2号炉燃焼用油圧シリンダー及びアンモニア装置等整備         | 9,288,000  |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター 共通関係計装設備整備                        | 5,562,000  |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター スラグ排出コンベヤ整備                       | 3,218,400  |
|      |                | 資源循環エネルギーセンター プラント保安用発電設備整備                     | 2,921,711  |
| 12   | プロポーザル (全ての業種) | 吹田市個人番号カード交付等関連業務                               | 71,805,731   |

5 委員からの質問とそれに対する回答

| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p><b>【指名停止の措置の審議について】</b></p> <p>同じ事案に関係して2社が指名停止措置を受けたにもかかわらず、指名停止期間が一方が7か月で、もう一方が3か月というのは、釣り合いが取れていないのではないかと。</p> <p>公契約関係競売入札妨害容疑で逮捕された案件について、逮捕とか告発など、刑事手続の進行状況に応じて、指名停止期間に違いはあるのか。</p> <p>不起訴処分により指名停止措置を解除された案件があるが、逮捕されても不起訴処分となった場合は、後で解除するということか。</p> <p>関西圏で発生した事例が多いと感じるが、全国で発生した案件を対象として、大阪府内と大阪府外で分けて指名停止期間を定めているのか。</p> | <p>7か月の指名停止措置を行った事業者は、金融庁より新規業務停止3か月の処分を受けていましたが、もう一方の事業者は業務停止処分を受けていなかったため、期間に違いが出ております。</p> <p>競売入札妨害又は談合の容疑により逮捕、司法警察員から検察官への事件の送致又は公訴を提起された場合は、全て同一の措置要件が適用されます。今回は大阪府外の案件でしたので、6か月の指名停止期間と指名停止措置要領で規定しております。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>そのとおりです。</p>   |
| <p><b>【抽出案件の審議について】</b></p> <p><b>【案件1、2】</b></p> <p>設計価格の積算について、大阪府都市整備部の積算基準を適用して積算しているということであるが、この基準は設計価格全般でそういう基準が設けられているのか、それとも工事の種類別でそれぞれの基準があるのか。</p> <p>この積算基準は、年度ごとに改定されるのか。</p> <p>最低制限価格について、「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」（以下「連絡協議会モデル」という。）を準用しているが、これはどういうものか。</p>   | <p>大阪府都市整備部の積算基準は、工種ごとに歩掛という単価が定められており、どういう機械を使うかなど現場条件に応じて、大阪府が定めている基準に沿って、それぞれの工種ごとに積み上げて積算しています。</p> <p>労務単価等に合せて毎年改定されます。</p> <p>本市においては、公共工事と工事に係る設計コンサルについて、最低制限価格を設定しており、公共工事の品質の確保や適正な金額での入札を守るため、国土交通省の中に設置された工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会の中で議論された内容をモデルとして使っております。</p> <p>例えば、工事についての設定の基準は、直接工事費に10分の9.5、共通仮設費に10分の9、現場管理費に10分の9、一般管理費に10分の5.5を掛けた額で、この基準により設計金額から算出しまして、最低制限価格の基準となる価格を市の方で設けているところです。</p> |

| 質問   | 回答   |
|--|--|
| <p>10分の9.5や10分の9という割合は、そのモデルで決まっているのか。</p> <p>最低制限価格について、電子入札時の入札秒数及びミリ秒数を利用して算出するということであるが、くじ入力値、くじ用入札秒、入札書提出日時について、分かりやすく説明をお願いしたい。</p> <p>大阪府都市整備部の積算基準は公表されているということであるが、設計価格を入札前に知ることができるのか。</p> <p>事業者が正確に積算できるシステムなのか。</p> <p>市の積算とほぼ近い額を、事業者の方でも事前に積算することが可能ということか。</p> <p>案件2で、入札参加申請者数が1JVであったため入札不成立となったとあるが、入札参加者が1者であれば入札不成立というのは、どういう根拠に基づいているのか。</p> | <p>そのとおりです。現在、平成27年度に改正された最新のモデルを本市では採用しています。</p> <p>連絡協議会モデルは公表されており、また、予定価格は設計価格であるので、そのままであれば予定価格も最低制限価格も分かっていますが、それを防止するために電子入札については、くじ秒などの数字をもって最低制限価格を読み取れないように設定し直しています。</p> <p>同じ金額を入れた場合、電子入札システムが電子くじを引きますが、くじ入力値と言うのは、事業者が好きな3桁の数字を入れ、その数字を使ってコンピューターが計算をします。</p> <p>事業者が入れた入札書がパソコンのサーバーに到着した時間が入札書提出日時となっており、この秒数とくじ用入札秒が同じになっていまして、このくじ用入札秒も電子くじを引く場合は、計算式に使われます。</p> <p>歩掛については公表されており、例えば道路の路盤についてどれだけの面積を整備すれば、何人の人工が掛かって、どういう機械を使えば幾らになるかというのは積み上げていけるので、それを全ての工種で積み上げていけば、積算が可能です。</p> <p>一定の技術力がある事業者であれば、全てを積み上げていけば可能です。</p> <p>そのとおりです。</p> <p>吹田市工事請負契約等に係る発注要領に、議会の議決に付すべき案件については、1者の場合は入札不成立と定めております。</p> <p>予定価格が1億5,000万円以上の場合には、議会の議決が必要ですので、そういった重要案件については、1者では不成立という取扱いを本市ではしております。</p> |
| <p><b>【案件3】</b></p> <p>契約の相手方が2社に分離した事情について、回線提供は他の業務から費用を独立させて会計処理しなければならない旨が電気通信事業法第24条にて定められているためとあるが、この点について分かりやすく説明をお願いしたい。</p>   | <p>電気通信事業法第24条では、「基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務を提供する電気通信事業者は、その提供する基礎的電気通信役務又は指定電気通信役務に関する料金の適正な算定に資するため、総務省令で定める勘定科目の分類その他会計に関する手続に従い、その会計を整理しなければならない。」と規定されています。</p> <p>今回、各拠点間通信等サービス提供業務の調達にあたり、業務の履行が可能な事業者から情報提供を受けながら仕様の精査をしていく中で、事業者の方から、通信事業者に関しては電気通信事業法の縛りの中で、通信役務である回線提供業務に関する部分を他のものに関する部分と混同しないように、明確に金額を分離したうえで契約をしなければならないと定められているという情報提供を受けまして、それに基づいて契約の相手方を回線提供業者とシステム賃貸借業者の2社に分離したものです。</p>   |

| 質問   | 回答   |
|--|--|
| <p>【案件4】</p> <p>この案件では、最低制限価格を平成27年度までの計算式に基づいて算出した結果、入札価格が高い方が落札するという結果になってしまった。平成28年度からは、そうならないように改正したということであるが、それについて説明をお願いしたい。</p>   | <p>本市では、予定価格は事前公表していますが、一般競争入札については、最低制限価格は事後公表とするともに、コンプライアンスの関係上、職員や事業者にも予想できないような形で、電子入札システムの数字をランダム計数として使用して、最低制限価格算出基礎額からプラス9万円とマイナス9万円の18万円の範囲内で、昨年までは最低制限価格を計算しておりました。</p> <p>昨年までの計算方法としては、くじ用入札秒の一番小さい数字を入れた事業者の入札書提出日時が一番右の3桁のミリ秒数を使用し、その下2桁目の数字が偶数であればプラス1万円、奇数であればマイナス1万円を下1桁目の数字に掛け、その額を最低制限価格算出基礎額に加算していました。</p> <p>今年度に関しては、入札書提出日時のミリ秒数の下2桁目の数字が奇数であっても偶数であっても、予定価格が1,000万円未満の案件については下1桁目の数字にマイナス1万円を掛け、予定価格が1,000万円以上の案件についてはマイナス1万円（下2桁目の数字が偶数の場合）又はマイナス2万円（下2桁目の数字が奇数の場合）を掛けるというように、最低制限価格の算出方法を変更しました。</p> |
| <p>【案件5】</p> <p>臨時給付金給付業務について、これからこの業務を継続する場合は、今回契約した事業者が自動的にずっと継続してやっていくのか。</p> <p>今回は時間的に余裕がなかったため随意契約をしたが、もっと時間的に余裕がある場合は、今までの事業者とは関係なしに競争入札に付すということであれば、そのシステム自体はそれほど絶対的なものではないということか。</p> <p>他の市でも同じようなシステムがあるのか。</p> | <p>今回の案件については、平成27年12月頃に新聞報道で取りざたされて、平成28年1月に予算が付いた事業で、急なスケジュールであったことから、随意契約させていただいたものです。</p> <p>平成28年度に3,000円を給付する給付金もありますが、こちらの方は入札をしました。</p> <p>確かにシステムは重要ですが、吹田市としての業務の契約の仕方を重視して入札を実施しております。</p> <p>実際には当初システム開発に経費を掛けた事業者が強いようで、この間ずっと関わってきた事業者が落札するという状況です。平成28年度分についてもこの4月に入札を実施しましたが、同じ事業者が落札しております。</p> <p>この業務は、国の方で決まった業務で、全国各市でされていますが、本市では一括委託というやり方で、申請書の印刷、発送から、受付、振込データの作成から通知まで、全部同じ事業者委託するという業務内容で実施しております。</p> <p>大阪府内で同じようなスタイルでしているところを見ても、やはり当初設計した事業者が強い感じがしますし、また、一部では随意契約をされたところもあると聞いております。</p>     |

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <p>今回の随意契約の相手方は、競争力のあるシステムを開発した事業者だということか。</p>  | <p>この間、吹田市向けに使い勝手の良いシステムを組んでもらっています。</p>   |
| <p><b>【案件6】</b></p> <p>今回の契約の相手方である一般社団法人吹田にぎわい観光協会と吹田市との関係について説明をお願いしたい。</p> <p>市の職員はこの法人には関係していないのか。</p> <p>職員の派遣や出資はしているのか。</p> <p>設立目的は、市との協働を始めから考えた組織であるということで、設立当初から吹田市情報発信プラザに関わるということを予定していたのか。</p> <p>吹田市情報発信プラザは、公の施設ではないと判断したということであるが、観光スポットやイベント情報に関するパンフレットの配布、企業展示コーナーでの特色ある商品の紹介などを行うことは、公の利用に供しているということにはならないのか。</p> <p>吹田にぎわい観光協会については、これまで良好に運営してきたという評価に基づいて、吹田市情報発信プラザの運営を任せたとのことであるが、その評価は、いつ、誰が行ったのか。</p> <p>実際の評価は、誰がしているのか。</p> <p>具体的にいつまでの契約かということの記載がないが、運営をいつまでさせるのか、期間の取決めはないのか。</p> | <p>一般社団法人吹田にぎわい観光協会は、平成22年に設立された団体で、基本的には任意団体であり、市の組織の一部ということではありませんが、商工会議所を始め、いろいろな市内の事業所や企業の代表者が役員として参画している団体で、そういう団体と緊密に連携を取りながら、市の観光施策を推進しております。</p> <p>シティプロモーション担当の理事が観光協会の副理事長に就任しています。</p> <p>しておりません。</p> <p>当初は、情報発信プラザについては委託の予定はなかったのですが、同プラザができたのが今年の11月で、それまでは吹田市の観光センターがJR吹田駅前でありまして、そうした観光案内の施設を委託するには、市と目的を同じとする団体に委託するのがふさわしいと考えております。</p> <p>市民団体が会議に部屋を利用する際の部屋貸しや貸館のようなものを公の施設の定義として考えておまして、情報発信プラザについては、来訪していただいてその場で展示物を御覧いただいたりする施設で、貸館などを行う公の施設ではないと考えております。</p> <p>評価については、毎年度実績報告等を受けている中で、例えば来訪者数が経年的に増えているということが一つの判断基準になるかと思えます。それ以外にも、市を紹介するフェアなども開催してもらっており、そういった中で、市として観光協会の評価をしているということです。</p> <p>所管をしている当該部局です。</p> <p>契約については、1年ごとになります。年度途中に開設した施設ですので、この契約の契約期間は、平成27年10月26日から平成28年3月31日までとなります。</p> |

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| <p>契約は平成28年3月31日で切れるのか。</p> <p>吹田市情報発信プラザは、吹田にぎわい観光協会が今後も担っていくと予定されているのか。</p>   | <p>契約は毎年度締結しますので、平成28年度の契約は、平成28年4月1日に締結しております。</p> <p>担当所管としてはこの施設がある限り、吹田にぎわい観光協会に委託しようと考えています。</p>   |
| <p><b>【案件7】</b></p> <p>応札業者が少なくなったことの原因として、購入する全ての機器に対して、5年間のメーカー保守同等の保守条件を付けたことによりとあるが、このような条件を付けることは、類似の契約の場合、普通にあることなのか。</p> <p>今回、大半の事業者が辞退しているが、大半の事業者にとって受けられない条件だったということか。</p> <p>5年間の保守というのは、水道部としては合理的な条件だと考えているのか。</p>                                | <p>そのように考えています。メーカーによって販売の得手、不得手があり、この条件を付けたことにより、ためらわれた事業者があったのではないかと推測されます。</p> <p>1年ごとに保守契約するよりも、5年間の保守にする方が安くなると考えてこの条件を付けましたが、結果的には大半の事業者にとって受け難い条件となったのではないかと思います。</p> <p>保守期間を長くする方が安くなると考えています。</p>   |
| <p><b>【案件8】</b></p> <p>入札額が全て予定価格を上回っていたが、この予定価格の算定根拠はどうだったのか。</p> <p>その間、経費の上昇によって、事業者が考えていた額はもっと高い額だったということか。</p> <p>次の更新の時には、ある程度値上がりすると考えた方がいいのか。</p> <p>前の時の価格を基礎に予算額が決まって、それを予定価格にすると、価格上昇分をどう反映するのが疑問である。前の価格をそのまま予算にするのではなくて、物価指数のようなものを加えることはあるのか。</p> | <p>予定価格については、予算額が予定価格となっております。予算額につきましては、各事業者から見積書を徴取し、予算要求をしまして、財政室と折衝の結果、基本的には前々年度、平成25年度に購入した金額が予算額となったものです。</p> <p>見積りを徴取したところ、少し高い金額になっておりました。</p> <p>フードスライサーは台座に付けますので、そのときに少し工賃が高くなるということは考えられると思います。台座によって少し補強が必要で、据え付け代金や撤去代も含めての金額ですので、そのあたりで少し増額も考えられると思います。</p> <p>現状では、財政当局としては入札で不調となり、話し合いもつかない場合、若しくは2回入札しても落札者がいない場合のみ、金額を増額するという方針で、初めから実績を超えた予算は付け難い状況です。</p> |

| 質問  | 回答  |
|---|---|
| <p>前回の実績をもとに積算するのは理解できるが、その際に何らかのプラスをすることは考慮されないのか。</p> <p>予算を決めるときにはどうか。</p>   | <p>財政当局としては、予算を重視しますので、予算の範囲で契約事務を執行しなさいとなります。2回入札しても、どうしても予算の範囲内に入らず、その後、随意契約交渉をした中で、1円でも予算額を上回れば契約が成立しません。ただ、どうしてもその契約を成立させなければ、本市の業務に重大な影響を及ぼすということがあった場合は、その事業課の中で流用財源があって、契約の相手方がほぼ決まっていれば、相談に乗ってくれることもあるようです。</p> <p>どうしても予算の範囲に収まらないけれども、やらなければならないときは、個別に協議を行うということになるかと思います。</p>   |
| <p><b>【案件9】</b></p> <p>資源循環エネルギーセンター維持管理業務の制限付一般競争入札の案件で、予定価格が11億6千万円を超えるが、入札参加者数が2者にとどまり、落札率もかなり高くなっている。資源循環エネルギーセンターがどういう施設か、業務内容も含め、分かりやすく説明をお願いしたい。</p> <p>この処理方式は、ごみの焼却施設としては特殊な方式なのか。</p> <p>灰溶融の処理は、府内でも吹田市でしかやっていない処理なのか。</p> <p>民間事業者で技術を持っているところは、少ないと理解していいのか。</p> | <p>本施設は、ごみ焼却施設で、平成22年3月25日に新工場として竣工しました。焼却炉が2機と灰溶融炉が1機、ボイラータービン式の発電設備を備えていて、施設管理が可能な運転経験、技術的適性の有無を条件として、3年間の契約期間で入札を実施したものです。</p> <p>ごみの焼却は、全国どこでもやっておりますが、灰溶融炉については、ごみを焼却した灰を更にもう一度高熱で溶かして、スラグ化して、それでも処理できないものは、大阪湾に捨てておまして、その技術が特殊なものになります。</p> <p>大阪府内でやっているのは、本市と枚方市になります。</p> <p>先に34施設を対象にアンケートを取っておりまして、33施設から回答を得ており、その回答として10事業者ありました。</p> |
| <p><b>【案件10】</b></p> <p>制限付き一般競争入札（修繕）の唯一の案件であり、予定価格が1,000万円を超えていてかなり高いが、入札参加者が1者にとどまっている。本来、金額が高いと多数の応札者があっておかしくないと考えますが、1者にとどまり、落札率もかなり高いので、この入札がどのように行われたのか説明をお願いしたい。</p>  | <p>参加者が1者のみにとどまったのは、整備を実施するための全停電日を平成28年2月14日（日）の1日のみ、整備時間帯を8時30分から20時までと限定したため、参加した1者以外の事業者は、この条件での整備の実施が困難であると判断したためであると考えます。</p>   |

| 質問  | 回答   |
|---|--|
| <p>整備の日程は、どういう事情で決まったのか。</p> <p>2月の中で、14日以外の日曜日は駄目なのか。</p> <p>この1者以外入札に参加しなかったのがその条件のためであるというの<br/>は、事業者に聞き取りを行ったのか。</p> <p>同じような技術を持っていて、同じような施設を担当している事業者もあるのではないと思うが、他の事業者では対応が難しい業務なのか。吹田市独自のやり方があるのか。</p> <p>過去にもこのような入札があったのか、それとも今回が初めてか。</p> <p>従前の契約方法はどのような形態だったのか。</p> <p>そのときは複数の事業者が入札に参加したのか。</p> <p>時期は、同じ時期だったのか。</p> | <p>資源循環エネルギーセンターでは、ごみの搬入量が1年で最も少ない2月に機器の整備を行っており、焼却炉を立ち下げている期間に停電整備を実施しました。日曜日に設定した理由は、資源循環エネルギーセンターでは、日曜日以外はごみの搬入を受け付けており、搬入に当たって、ごみの計量や投入扉の開閉に電力を必要とするため、ごみの搬入のない日曜日に停電整備を実施しました。</p> <p>他の焼却炉や灰溶融炉の整備も全て含まれており、整備の間のいいタイミングで点検できるのが2月14日になるので、その日を変更することはできません。ごみの搬入も日曜日以外は入ってくるので、ごみの貯留場の方にごみを貯めていきますが、2週間程しか貯めることができないので、その2週間の間に全ての整備を行わなければならないため、2月14日に設定させていただきました。</p> <p>飽くまでも推測ですが、入札に参加した1者は、参考見積を徴取した事業者で、整備の時期を見積りの段階で分かっていたため、入札に参加する準備が十分にできたと考えられます。</p> <p>整備自体は、どこか特定の事業者でなければできないということではなく、2月14日にできないということで、1者以外は応札されなかったと考えています。</p> <p>電気設備整備は毎年行っていますが、制限付一般競争入札を実施したのは今回が初めてです。</p> <p>資源循環エネルギーセンターが竣工してから3年間は、プラントメーカーと随意契約をし、その後、平成25年度と26年度は、指名競争入札で事業者を決定しました。</p> <p>平成26年度は5者指名しまして、3者参加されました。</p> <p>そのとおりです。</p> |
| <p>【案件11】</p> <p>それぞれ機械を設置した事業者による整備だと思うが、資源循環エネルギーセンター全体を一つの事業者が整備するのではなく、個々のメーカーの機械が入っていて、個々の事業者による整備というシステムになっているのか。</p>   | <p>資源循環エネルギーセンターにつきましては、一括発注によりプラントメーカーが整備をしておりますが、電気設備、制御設備など様々な設備がありますが、トータルのシステムの構築については、プラントメーカーが全て請け負ったものです。</p>  |



| 質問   | 回答  |
|--|---|
| <p>サービスの内容や金額について、交渉する余地はどのくらいあるのか。</p>  | <p>交渉の余地はあります。市の設計と事業者が提示した見積りをもとに協議しまして、最終的に交渉により決定しております。</p>   |
| <p><b>【案件12】</b></p> <p>審査評価項目及び評価基準における価格の点数が占める割合はどのくらいになっているのか。</p> <p>価格以外の占める割合をかなり高くしている根拠は何か。</p> <p>参加した事業者の中で、価格的にはどの事業者が一番有利だったのか。</p> | <p>全体の15%を占めています。</p> <p>価格点の配点を決める際に、吹田市の指定管理者の選考における基準を参考にしまして、その中では、全体の15%から25%の間にする旨の規定があります。この業務のような大きな新しい業務については、どのような提案をしてもらえるのかという提案内容を重視して、このような割合に設定しました。</p> <p>契約した事業者が価格も一番低かったです。</p> |

6 審議結果 審議を行った案件については、概ね適正に処理されていたものと認める。

7 審議に際して委員から出された意見

- (1) 民間団体と協働で事業を行う場合、契約の相手方の選定方法や、運営についての評価方法について、十分に透明性を確保すべきである。
- (2) 吹田市情報発信プラザについては、公の施設として位置付け、名産品の販売等の関連する企画を行うための付加的機能を持たせることも考えられるのではないかと。また、その場合には指定管理者制度による公募の対象となり、競争の原理が働くのではないかと。
- (3) 前回の契約額を基に予算額が決まり、それを予定価格にするのであれば、物価上昇分が反映されず、入札が不調に終わる一因となった可能性がある。物価指数のようなものを加えるなど考慮すべきではないかと。
- (4) 競争入札において、現在の契約事業者に一方向的に有利となる条件や、参加者が少数に限定されてしまうような条件については、その条件を付けることが業務の実施上、合理的なものかどうか検討し、より多くの事業者に参加してもらえよう、条件を事前に公告する等、設定方法について工夫する余地がないか、考えてもらいたい。